

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 地域支援体制加算の算定要件に、「当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上(中略)、かつ、週45時間以上開局していること」とありますが、例えば、冠婚葬祭や急病、もしくは災害などの理由により臨時休業となってしまった場合でも、その週は所定の開局時間を満たしていなければならないのでしょうか。

(秋田県 匿名希望)

A 開局時間に係る要件については、通常時の業務体制により判断することで差し支えありません。

地域支援体制加算は、保険薬局における夜間・休日対応や医療機関への服薬情報提供の実績など、地域貢献に係る一定の実績を有していることなどを前提として、地域支援に積極的に貢献するための体制整備を評価したものです。これからの薬局には、①かかりつけ薬剤師による適切な薬学的管理の提供、②あらゆる処方箋にいつで

も対応できる体制整備、③安全性向上に資する事例の共有(プレアポイドへの取り組み)などを含め、地域支援に積極的に貢献することが求められています。これを踏まえ同加算は、地域包括ケアシステムのなかで地域医療に貢献する薬局を評価することを目的として、平成28年4月から設けられています(これに伴い、既存の基準調剤加算は廃止)。

基準要件については、従来の基準調剤加算の内容をベースに見直し(強化)が図られています。開局時間に係る基準も引き続き設けられていますが、その内容は旧基準調剤加算と同じです(表1)。また、具体的な取り扱いについては、地域支援体制加算が設けられる以前(すなわち、基準調剤加算の当時)の疑義解釈がありますが、臨時休業となった際の解釈まで示されているわけではありません(表2)。

しかし、基準要件で求められている開局時間の考え方

表1 地域支援体制加算の基準要件(開局時間)

第92 地域支援体制加算

1 地域支援体制加算の施設基準

(7) 当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること。

※「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発0305第3号、厚生労働省保険局医療課長通知)別添1

表2 基準調剤加算(当時)の開局時間

(問18) 基準調剤加算の算定要件に「当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること」とあるが、祝日を含む週(日曜始まり)については、「週45時間以上開局」の規定はどのように取り扱うのか。

(答) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、3日、12月29日、12月30日及び31日が含まれる週以外の週の開局時間で要件を満たすか否か判断すること。

※「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成28年3月31日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)別添4

は、祝日や年末年始(12月29日～翌年1月3日)を含まない週における、当該薬局の通常時の業務体制(開局時間)について規定しているものです。すなわち、基準要件に該当しているか否かの判断にあたっては、例えば冠婚葬祭や従事薬剤師の急病などの理由により臨時休業となったケースも含めて考慮するよう求められているわけでは

ありません。

ただし、臨時休業による閉局が常態化しているなど、基準要件を満たしていない状況となった場合には、速やかに地域支援体制加算に係る届出を取り下げることが必要でしょう。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？請求漏れがあった場合の対応は？という質問など。

③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270